

委 員 長 報 告

本委員会は、去る９月１０日の本会議において付託を受けた議案８件のうち、平成２６年度各種会計歳入歳出決算３件を除く議案５件について、１４日及び１８日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、３定議案第１号 田辺市庁舎整備方針検討委員会条例の制定について、同議案第２号 田辺市個人情報保護条例の一部改正について、同議案第８号 物品購入契約の締結について、同議案第１１号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び組合規約の変更についての以上４件は、全会一致により、同議案第９号 平成２７年度田辺市一般会計補正予算（第３号）の所管部分については、起立多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第８号 物品購入契約の締結についての水槽付消防ポンプ自動車購入にかかわって、随意契約とした経過説明を求めたのに対し、「消防専用シャシ取り扱い業者３社を指名したが、応札業者が１社であり、他２社の辞退理由が期間内の納車が見込めないことに加えて応札業者の入札金額が予定価格の範囲内であり、過去の実績からも妥当な金額であったことから、地方自治法の規定に基づき随意契約とするものである」との答弁がありました。

次に、議案第９号 平成２７年度田辺市一般会計補正予算（第３号）の所管部分のうち、歳入にかかわって、国庫支出金のうち戸籍住民基本台帳費補助金について、マイナンバー制度が十分理解されていない状況にあって、市としてその情報の取り扱いに不安がないか、また利用を検討している事業所に対する周知等の取り組みをただしたのに対し、「マイナンバー制度については、全職員を対象に研修を行う一方、システム改修など制度のスムーズかつ安全な運用に向け全庁的に取り組んでいる。また事業所等に対してはそれぞれの所管課において関連する事項が生じた時点で適切に対応していく」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成２７年９月１８日

総務企画委員会

委員長 小 川 浩 樹

委 員 長 報 告

本委員会は、去る９月１０日の本会議において付託を受けた議案１１件のうち、平成２６年度各種会計歳入歳出決算等６件を除く議案５件について、１１日及び１８日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、３定議案第５号 田辺市都市下水路条例の一部改正について、同議案第６号 田辺市営住宅条例の一部改正について、同議案第７号 工事請負変更契約の締結について、同議案第９号 平成２７年度田辺市一般会計補正予算（第３号）の所管部分について及び同議案第１０号 平成２７年度田辺市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第９号 平成２７年度田辺市一般会計補正予算（第３号）の所管部分のうち、林業振興費にかかわって、山の基盤機能回復事業について、作業道を災害時の迂回路としても利用できるような取り決めができないかとただしたのに対し、「不法投棄や火災のおそれから通行できないようにしているところもあるが、土地所有者等に連絡して、通行できるようにしたい」との答弁がありました。

次に、商工振興費の講師謝礼及び謝礼金についてただしたのに対し、「謝礼金は、外国人の方の受け入れを端緒に、おもてなし力を向上させる研修等を実施するための費用であり、講師謝礼は、県の『地域・ひと・まちづくり補助事業』を活用し、遊休不動産再生活用推進事業における人材育成研修を実施する費用である」との答弁がありました。

次に、観光費にかかわって、委託料及び公有財産購入費の詳細説明を求めたのに対し、「世界遺産追加登録を進めている闘雞神社周辺における休憩スペース等に活用できる空き地及び空き店舗の調査、また、闘雞神社、潮見峠越、北郡越、長尾坂及び赤木越における新たな案内看板（１２７箇所）の設置、さらに、潮見峠におけるトイレ整備に係る設計や工事施工監理、用地取得に要する費用である」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成２７年９月１８日

産業建設委員会

委員長 川 崎 五 一

委 員 長 報 告

本委員会は、去る９月１０日の本会議において付託を受けた議案１３件のうち、平成２６年度各種会計歳入歳出決算１０件を除く議案３件について、１１日及び１８日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、３定議案第３号 田辺市手数料条例の一部改正については起立多数により、同議案第４号 田辺市特定環境保全公共下水道条例の一部改正について及び同議案第９号 平成２７年度田辺市一般会計補正予算（第３号）の所管部分についての以上２件については、全会一致により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑の主なものは、次のとおりであります。

議案第３号 田辺市手数料条例の一部改正についてにかかわって、マイナンバーの個人番号カードの再交付に伴い、番号の変更が可能であるのかただしたのに対し、「番号の漏えいのおそれがある場合、申請者からの要求に応じて個人番号の変更が可能である」との答弁がありました。

次に、議案第９号 平成２７年度田辺市一般会計補正予算（第３号）の所管部分のうち、教育総務費にかかわって、教育振興基金積立金の残高と活用事例について詳細説明を求めたのに対し、「積立金残高は、平成２７年４月３０日現在で２，９１２万６，２４９円である。当該基金については、これまで市立図書館建設費の一部、田辺第三小学校及び田辺第二小学校創立百周年記念事業費、新庄小中学校及び新庄幼稚園の備品購入費などに充当している」との答弁がありました。

次に、社会教育費の文化財費にかかわって、熊野参詣道中辺路の復旧に係る植栽樹の種類と鹿による食害対策について詳細説明を求めたのに対し、「在地種であるカシやシイ類の植栽を検討しており、一定の高さのある樹木を植栽することで梢端部の食害を防止したい」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成２７年９月１８日

文教厚生委員会

委員長 出水 豊 数